

改正概要

- 古物営業法では、古物商に対して「取引の相手方の本人確認義務」「取引時の帳簿等への記載義務」を課している一方、1万円未満の取引においては当該義務を免除。
（窃盗犯が危険を犯して古物商に盗品等を処分する蓋然性が低い金額の取引について古物商の負担を軽減）
- 盗難等の被害が多く古物市場への盗品等の流入が多い一部の物品（※）については、例外的に取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等を免除しない。

※現行規定上の対象物品 … オートバイ、コンピューターゲームソフト、CD・DVD類、書籍

**金属盗情勢を踏まえ、以下の金属製物品についても、
取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等の対象となるよう規則を改正。**

電線



銅線、アルミ線等の素材を問わず対象となる。電線とは、送電を主目的とするもの（いわゆる家庭用の延長コードや充電ケーブル等、一般的に独自の商品類型として流通されるものは除く）をいい、LANケーブルやテレビ接続ケーブル等は含まない。

グレーチング
（金属製のものに限る。）



主として、側溝等の排水施設の蓋として用いられる格子状のものをいう。アルミをはじめ金属製のものが対象となる（コンクリート製、FRP製は対象外）。

エアコンディショナーの室外ユニット
及び電気温水機器のヒートポンプ



エアコンディショナーの室外ユニットとは、いわゆる室外機のこと、電気温水機器のヒートポンプは、室外機と形状や素材等が近似していることから、室外機と同様に対象となる。